

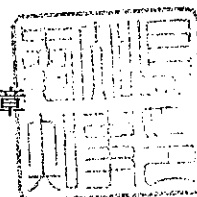
31 水大第 293 号

令和元年 6 月 12 日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章



浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて（諮問）

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年愛知県条例第24号）での浄化槽保守点検業者の優良認定制度の創設及び指導の強化等について、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部水大気環境課  
生活環境地盤対策室生活環境グループ  
電 話 052-954-6214 (ダイヤル)

## 説明

浄化槽保守点検業者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づく、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年愛知県条例第24号。以下「条例」という。）により、知事の登録を受けなければ、浄化槽保守点検業を営むことができません。

一方、浄化槽保守点検業者の資質は様々であり、条例第2条第1項に規定する知事の登録を受けずに浄化槽保守点検業を行うなどの不適正な業者もあり、優良な浄化槽保守点検業者を育成していくとともに無登録業者への指導を強化する必要があります。

また、本県の浄化槽全体の設置基数は全国2位ですが、法に規定されている水質検査（法第11条検査）の平成29年度受検率は21.0%（全国平均41.8%）と低く、浄化槽からの排水による影響が他県に比べ大きくなることが懸念されます。このような状況を改善する方法の一つとして、浄化槽管理者と接する機会の多い浄化槽保守点検業者からの受検勧奨が効果的であると考えられます。

こうしたことから、浄化槽の適正な維持管理を図る施策として、浄化槽保守点検業者の優良認定制度の創設及び指導の強化等に関し、条例の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものです。

令和元年6月17日

愛知県環境審議会

水質部会長 松尾 直規 様

愛知県環境審議会

会長 青木 清



諮問事項の付託について（通知）

令和元年6月12日付け31水大第293号で知事から諮問のありました下記事項について、貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

記

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤル）

## 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて

### 1 背景

- 愛知県では、工場・事業場からの排水の水質改善が進み、河川の環境基準達成率も向上したことから、平成 28 年度から平成 31 年度にかけて河川の水質類型の見直しを行っているが、今後、より一層の水質改善を図るためには、公共用水域の汚濁負荷の主な要因である生活排水の対策が重要となっている。
- このため、下水道を始めとした汚水処理施設の設置が急務であるが、人口減少社会や既設下水道の老朽化による更新・修繕工事などにより新たな下水道整備が困難となり、未整備の下水道区域の見直しなどにより合併処理浄化槽の設置の増加が見込まれる。
- 生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽は、平成 13 年の浄化槽法改正により新規設置は禁止となったが、愛知県では全国一の約 33.8 万基の単独処理浄化槽が残存しており、合併処理浄化槽への転換が大きな課題となっている。そのため、平成 31 年度から浄化槽設置補助金を見直し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に特化するとともに、転換に伴う宅内配管への補助拡大など、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ることとした。
- また、本県の浄化槽全体の設置基数は全国 2 位であり、浄化槽法に規定されている水質検査（法定検査）の平成 29 年度法第 11 条検査の受検率は 21%（全国平均 41.8%）と低く、単独処理浄化槽による影響だけでなく、適正な維持管理が実施されていない浄化槽の排水による公共用水域への影響も無視できないと考えている。
- このような状況を改善する方法の一つとして、浄化槽管理者と接する機会の多い浄化槽保守点検業者からの法第 11 条検査の受検勧奨が浄化槽の適正な維持管理に効果的であると考えられる。
- 浄化槽の保守点検を担う浄化槽保守点検業者は、条例第 2 条第 1 項に規定する知事の登録を受ける必要があるが、その資質は様々であり、登録を受けずに浄化槽保守点検業を行うなどの不適正な業者も存在するため、優良な浄化槽保守点検業者を育成していくとともに無登録業者への指導を強化する必要がある。
- 国では、浄化槽法の改正が令和元年 6 月 12 日に可決成立し、改正の主な内容として単独処理浄化槽からの転換の促進や浄化槽保守点検業者の質の向上による適正な維持管理の確保などが検討されている。この浄化槽法改正の趣旨を踏まえ、県では、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の改正を検討することとした。

### 2 目的

- 優良な浄化槽保守点検業者を育成するとともに、無登録業者への指導を強化することで、浄化槽保守点検業者の資質向上を図る。
- 保守点検業者から浄化槽管理者や関係業者への連携を規定することにより、浄化槽の適正な維持管理を促進する。
- これらにより、生活排水対策をより一層推進し、公共用水域の更なる水質改善を目指す。

### 3 見直しの内容

#### (1) 優良保守点検業者認定制度の創設

- 一定の条件を満たす業者を優良保守点検業者として認定  
⇒ 政令市・中核市のみの営業者も対象とする。
- 登録の有効期間延長（3 年→5 年）
- 提出書類及び認定基準の規定

#### (2) 無登録業者への指導強化

- 無登録業者への報告徴収、立入検査、勧告の規定
- 無登録業者が勧告に従わない場合、公表及び登録の拒否

#### (3) 浄化槽保守点検業務の再委託の禁止

- 浄化槽保守点検業務の再委託を原則禁止（再委託できる場合の規定）及び再々委託の禁止

#### (4) 浄化槽保守点検業者から関係者への通知・連絡を義務化

- 浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者に対して、清掃の時期及び法定検査の実施に係る通知並びに通知様式の規定
- 浄化槽保守点検業者から清掃業者に対して清掃の時期の連絡の規定

#### (5) 浄化槽保守点検業者への指導強化

- 浄化槽保守点検業者更新時の研修会受講の規定（優良保守点検業者は 2 年に 1 度）
- 浄化槽管理士の資格を証する書類の必携化
- 浄化槽管理士が複数の浄化槽保守点検業者を兼務することの禁止
- 浄化槽保守点検業者が登録申請時に連絡予定の清掃業者を申請書に記載

### 4 改正のスケジュール

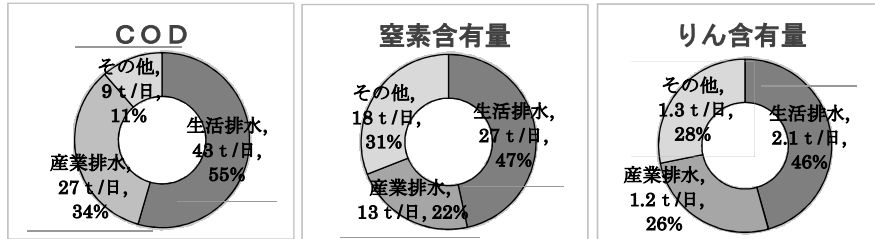
令和元年 7 月	環境審議会答申
8 月 9 日	法規審査会の審査（法務文書課主催）
9 月	令和元年度 9 月議会上程（予定）
議決後	条例改正説明会の開催
令和 2 年 4 月 1 日	改正条例施行

【参考】優良保守点検業者認定制度について

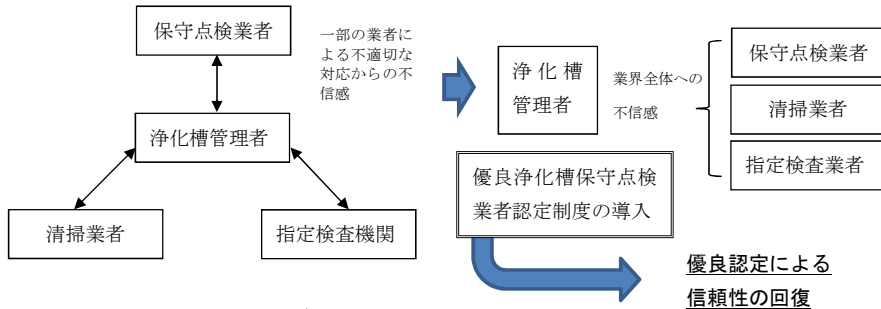
1 処理方式別浄化槽設置基数 (H29 末現在) 上位 5 県

順位	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽		全数	
1	愛知県	337,885	千葉県	247,749	千葉県	576,052
2	静岡県	331,983	埼玉県	233,739	愛知県	544,658
3	千葉県	328,303	愛知県	206,773	静岡県	507,419
4	埼玉県	267,897	鹿児島県	191,677	埼玉県	501,636
5	福島県	159,277	静岡県	175,436	群馬県	309,838

2 愛知県内から伊勢湾・三河湾に流入する負荷量の排出源の内訳 (平成 26 年度実績)



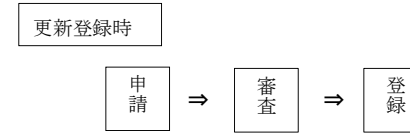
3 優良保守点検業者認定制度のイメージ



保守点検業者の資質向上

- 褒める制度 ⇒ 優良保守点検業者認定制度
- 叱る制度 ⇒ 規制の強化

4 優良保守点検業者認定制度の概要 (案)



- \* 愛知県で一括登録を念頭に検討。  
⇒ 事務手続きの軽減化を図る。

業者のメリット

- ・ 認定証等を活用したPRができる。
- ・ 登録の有効期間延長 (3年→5年)
- ・ 県等が管理する浄化槽の保守点検に係る契約での有利な取扱いがされる。
- ・ 県等から優先的に紹介がされる。
- ・ 政令市・中核市の登録が不要となる。

5 審査基準(案)【規則等で規定 (下線部は状況に応じて変更)】

- (1) 遵法性  
従前の浄化槽保守点検業者の登録の有効期間 (1回目の優良認定の場合は申請日前5年間) において特定不利益処分を受けていないこと。
- (2) 事業の透明性  
法人等の基礎情報、サービス内容、契約の状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表していること。
- (3) 財務体質の健全性  
事業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。
- (4) 継続性  
5年以上継続して浄化槽保守点検業者の登録を受け、一定の実績があること。
- (5) 契約する浄化槽管理者の遵法性  
契約する浄化槽管理者のうち、半数以上が遵法 (法定検査、清掃及び保守点検を法に定める回数実施) していること。更に積極的に遵法を促していること。
- (6) 研修の受講  
愛知県等が主催する研修会を過去2年の間に1度以上、参加していること。

6 その他

- ・ 他県等での導入事例はない。
- ・ 政令市・中核市の条例改正が伴うため、制度設計を調整する必要がある。